



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*57 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (果樹園芸課)..... 1

○ 告示

- 1437 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)..... 2
- 1438 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 3
- 1439 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 3
- 1440 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 4
- 1441 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 4
- 1442 保安林予定森林 (森林整備課)..... 4
- 1443 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 5
- 1444 " (")..... 5
- 1445 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 6
- 1446 公共測量の実施 (技術調査課)..... 6
- 1447 " (")..... 6
- 1448 " (")..... 6
- 1449 道路の区域変更 (道路保全課)..... 7
- 1450 道路の供用開始 (")..... 7
- 1451 道路の区域変更 (")..... 7
- 1452 道路の供用開始 (")..... 8
- 1453 道路の区域変更 (")..... 8
- 1454 道路の供用開始 (")..... 8
- 1455 和歌山県収納員証の無効 (会計課)..... 9

○ 監査公表

監査公表第23号 9

規 則

和歌山県規則第57号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則(平成25年和歌山県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表第2和歌山県農業農村振興委員会の部中山間地域等直接支払制度推進部会の項中「中山間地域等直

接支払制度推進部会」を「日本型直接支払制度推進部会」に改め、「指定」の次に「当該年度の事業の執行状況」を加え、同部多面的機能支払制度推進部会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1437号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県橋本市高野口町向島193

名称 妙中パイル織物株式会社

代表取締役 妙中清剛

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県橋本市高野口町向島193

名称 妙中パイル織物株式会社

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年12月22日から平成28年1月12日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市市民生活部市民生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区 分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第19号ト 染色施設 (キャリヤー 振動型)	1	生地 100m/回	平成 28.1.15	8:00- 17:00	通常	7.0	5.8- 8.6	52.4	75.3	30	10.0	3.0	11.3
					最大	11.2	5.8- 8.6	84.7	100.5	58	15.0	6.5	21.7
第19号ト 染色施設 (キャリヤー 振動型)	2	生地 50m/回	平成 28.1.15	8:00- 17:00	通常	3.6	5.8- 8.6	52.4	75.3	30	10.0	3.0	11.3
					最大	5.0	5.8- 8.6	84.7	100.5	58	15.0	6.5	21.7

第19号ト染色施設 (横型染機)	3	生地 300m/回	平成 28.1.15	8:00- 17:00	通常	15.1	5.8- 8.6	52.4	75.3	30	10.0	3.0	11.3
					最大	21.1	5.8- 8.6	84.7	100.5	58	15.0	6.5	21.7
第19号ト染色施設 (ヨコ型)	3	生地 25m/回	平成 28.1.15	8:00- 17:00	通常	10.9	5.8- 8.6	52.4	75.3	30	10.0	3.0	11.3
					最大	15.0	5.8- 8.6	84.7	100.5	58	15.0	6.5	21.7
第19号ト染色施設 (タテ型)	2	生地 50m/回	平成 28.1.15	8:00- 17:00	通常	22.0	5.8- 8.6	52.4	75.3	30	10.0	3.0	11.3
					最大	31.3	5.8- 8.6	84.7	100.5	58	15.0	6.5	21.7

別表2

排水口名	排水水の量及び汚染状態								
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
排水口No.1	通常	350	5.8- 8.6	52.4	75.3	30	10.0	3.0	11.3
	最大	490	5.8- 8.6	84.7	100.5	58	15.0	6.5	21.7

和歌山県告示第1438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072300787	株式会社やさしさ	介護支援センター紀の風	新宮市下田2-3-2	居宅介護支援	平成27.11.1	平成33.10.31

和歌山県告示第1439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001196	Nakano Holdings株式会社	デイサロンVilla Ubu	橋本市あやの台1-44-3	通所介護	平成27.11.1	平成33.10.31
				介護予防通所介護	平成27.11.1	平成30.3.31
3071800613	オーヤマ株式会社	Livingリハ陶彩館	岩出市畑毛306-2	通所介護	平成27.11.1	平成33.10.31
				介護予防通所介護	平成27.11.1	平成30.3.31

30614901 36	株式会社きのくにサ ポートデイリーライ フ	きのくにリハビリ訪 問看護ステーション	海南市重根1297-9	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 27.12.1	平成 33.11.30
30722015 30	株式会社シクウ	リハビリ特化型デイ サービスカラダラボ 田辺	田辺市今福町98	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.12.1 平成 27.12.1	平成 33.11.30 平成 30.3.31

和歌山県告示第1440号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
林信宏	整形外科	はやし整形外科	和歌山市和歌浦西一丁目1-10	平成 27.11.11

和歌山県告示第1441号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年12月11日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年1月4日まで縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第56号-1	日高郡日高町志賀字宮ノ脇855-1
平成27年度第56号-2	日高郡日高町小中字河津呂286-2外1筆

和歌山県告示第1442号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字西立花坂710、711、字上ミ立花坂795(次の図に示す部分に限る。)、字中立花坂796(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西立花坂710、711(次の図に示す部分に限る。)、字上ミ立花坂795、字中立花坂796(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1443号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1444号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1445号

平成27年農林水産省告示第2408号（以下「告示第2408号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

前裕

中幸三

西岡晃

太田素資

前勝

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第2408号のとおり

和歌山県告示第1446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）

2 作業期間 平成27年12月1日から平成28年2月1日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市新堀東一丁目及び二丁目、東高松一丁目及び二丁目、宇須一丁目から四丁目まで並びに打越町の各一部

和歌山県告示第1447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）

2 作業期間 平成27年12月22日から平成28年3月30日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第1448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）

2 作業期間 平成27年12月4日から平成28年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町一円

和歌山県告示第1449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市七山字長栖1374番1地先から同市七山字星子1272番4地先まで	旧	7.84 } 15.65	162.70	県道岩出野上線との重用延長136.70メートルを含む。
海南市七山字長栖1374番1地先から同市七山字星子1272番1地先まで	新	11.75 } 15.82	162.70	県道岩出野上線との重用延長136.70メートルを含む。

和歌山県告示第1450号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市七山字長栖1374番1地先から同市七山字星子1272番1地先まで

供用開始の期日 平成27年12月22日

和歌山県告示第1451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

海南市七山字星子1277番3地先から同市七山字星子1310番1地先まで	旧	7.84 } 11.40	159.50	一般国道424号との重用延長135.70メートルを含む。
同上	新	11.75 } 15.82	160.50	一般国道424号との重用延長136.70メートルを含む。

和歌山県告示第1452号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海南市七山字星子1277番3地先から同市七山字星子1310番1地先まで

供用開始の期日 平成27年12月22日

和歌山県告示第1453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市且来字下垣内828番3地先から同市且来字下垣内832番1地先まで	旧	5.68 } 10.27	64.80	
海南市且来字下垣内828番2地先から同市且来字下垣内832番1地先まで	新	7.56 } 13.36	64.80	

和歌山県告示第1454号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 海南市且来字下垣内828番2地先から同市且来字下垣内832番1地先まで

供用開始の期日 平成27年12月22日

和歌山県告示第1455号

次の和歌山県収納員証は、亡失のため平成27年12月10日付けで無効としたので、公告する。

平成27年12月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

収納員証番号	交付年月日	所属名	氏名
税外No. 2842	平成25年4月1日	総務企画課	平野寿夫
税外No. 2999	平成26年4月1日	総務企画課	平井克尚

監査公表

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年11月2日、同月13日、同月16日及び同月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月22日

和歌山県監査委員 保田栄一
 和歌山県監査委員 足立聖子
 和歌山県監査委員 立谷誠一
 和歌山県監査委員 泉正徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	平成27年11月2日
和歌山県農業大学校	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立伊都高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
和歌山県東京事務所	平成27年11月13日
有田振興局	平成27年11月16日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃
日高振興局	平成27年11月30日
和歌山県立日高高等学校・附属中学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃

和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 消耗品費の支出において、支出額を誤って過払いをしていた事例があったので、適正な支出審査を行われたい。

(イ) 単価契約外の物品購入に係る支出において、遅延を生じさせていたので、適正な支出審査を行われたい。

(ウ) 資金前渡職員でない旅費受領受任者に、誤って使用料及び賃借料を支出していたので、適正な支出審査を行われたい。

(エ) 報酬について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) ほ場借り上げに係る賃借料の支出票において、履行確認がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

(キ) 旅費の過年度支出の支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったなので、適正に処理されたい。

(ク) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)について、決裁手続がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

(ケ) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であつたので、適正に処理されたい。

(コ) 資金前渡口座の預金利息の調定期間が遅延していたので、適正に処理されたい。

(サ) 外出承認簿において、次の不適正な事例があったので、適正に処理されたい。

a 移動方法の記入漏れ及び鉛筆での記入があつた。

b 使用する自家用車等の車番・保険内容等の記載漏れがあつた。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金未収金については、平成26年度末で約59万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約567万円となっており、前年度末に比し約65万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約17万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、未納者の生活状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があつたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(オ) 現金出納簿へ登記を行ったにもかかわらず、出納員の確認を受けていないものがあつたので、

今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(カ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納に係る違約金について、確定後速やかに調定することなく、翌年度以降に調定していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成26年度末で約39万円となっており、前年度末に比し約90万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 国道371号紀見隧道維持管理費の大阪府の費用負担については、大阪府との間で交わした協定書では、毎年度当初にその負担額の2分の1を予納し、精算完了後精算額を4月30日までに納入することとなっているにもかかわらず、これに沿った収入調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 現金出納簿について、出納員への送付がなされていないものがあったため、適正に処理されたい。

(エ) 修繕料の支出を伴う公用車による交通事故が発生していたため、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(オ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(カ) 不在者財産管理人選任審判申立取下げに伴う予納金の返還について、資金前渡の精算処理後に申立てを取り下げたにもかかわらず、返還金を歳入に受け入れず誤払金として戻入処理していたため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(キ) 紀の川左岸地区道路設計(その4)業務の委託料について、繰越明許費の予算がないにもかかわらず、年度繰越しの変更契約を行っていたため、適正に処理されたい。

(ク) 国道371号(紀見隧道)換気装置保守点検業務委託について、年2回の点検を計画していたにもかかわらず、契約事務の遅れにより年1回しか実施できていなかったため、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

(ア) 消耗品費の支出において、支出額を誤って過渡しをした事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 消耗品費の納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(ウ) 随意契約の支出負担行為票に添付された見積書に見積者氏名が記載されていない事例があったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北工業高等学校

(ア) フェリー運賃に係る資金前渡において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

a 支出負担行為の整理時期の誤りがあった。

b 旅費受領受任者に前渡資金を支出していた。

(イ) 産業機械移設業務委託において、検査調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったため、適正に処理されたい。

(エ) 使用料及び賃借料並びに手数料に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(オ) 電話使用料の支出において、県費支出額を誤ったため過渡しとなっているため、適正に処理されたい。

(カ) 物品管理において、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀北農芸高等学校

- (ア) 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、代休に係る25/100の手当を支給していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。
- (ウ) 旅行命令すべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (エ) 修繕請負契約において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すべき条項があるにもかかわらず、それに満たない契約保証金を受け入れていた事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立笠田高等学校

旅費について、旅行命令の変更が遅れ過渡しとなり、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立きのかわ支援学校

- (ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しとなり、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (イ) 手数料に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。
- (ウ) スクールバス運行等業務の委託において、仕様書に定める車両の消毒、定期清掃及びカーテン等のクリーニング(いずれも年3回)の履行を確認せずに委託費を支払っていたので、適正に処理されたい。
- (エ) 就学奨励費(新入学児童・生徒学用品購入費)において、購入者が確認できない領収書により支出していた事例があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県東京事務所

- (ア) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 長期継続契約によりカラー複合機の賃貸借を行っているが、入札公告及び契約書に平成17年4月1日付け財第6号財政課長及び出第4号出納室長通知に基づく予算の減額・削除による解除条項等の規定が記載されていなかったため、適正に処理されたい。

コ 有田振興局地域振興部

- (ア) 旅行命令簿において、命令権者確認印の押印誤りがあったので、適正に処理されたい。
- (イ) 旅費計算書において、計算誤りがあったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 物品管理において、現物確認できない備品(カメラ、デッキ、公印)があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 一般農道整備事業鳥屋城2期地区農道設計業務の委託料について、繰越明許費の予算がないにもかかわらず契約を行っていたので、適正に処理されたい。
- (オ) 委託料の支出において、平成27年4月の日付で検査を行い平成26年度予算から支出していたので、今後このようなことがないように、適正な支出審査を行われたい。
- (カ) 負担金について、第54回全国青年農業者会議参加費の支払手続を失念し、会議当日に参加費を自己負担した職員の「立替払」として支出していたので、適正に処理されたい。
- (キ) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であったので、適正に処理されたい。
- (ク) 集中調達物品以外の物品(書籍)の調達に係る消耗品の納品について、納品書を収受していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (ケ) 自賠責保険料に係る資金前渡において、前渡額の不足額を立替払し、改めて不足額を資金前渡し精算していたので、適正に処理されたい。

- (コ) 正規の勤務時間外に公用車を運転しているにもかかわらず、超過勤務命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。
- (サ) 物品調達台帳において、決裁が漏れていたため、適正に処理されたい。
- (シ) 支払先を誤り、正当な債権者以外の者に支払っていたため、今後このようなことがないように、適正な支出審査を行われたい。
- (ス) 過年度支出に係る支出負担行為の合議について、出納員欄の押印漏れがあったため、適正に処理されたい。
- (セ) 取り消した支出負担行為即支出命令の支出票を保存していなかったため、適正に処理されたい。

サ 有田振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約1,351万円となっており、前年度末に比し約56万円増加している。
今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約157万円となっており、前年度末に比し約22万円減少している。
今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成26年度末で約80万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。
今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (エ) 代表者印のない補助金交付申請書及び請求書に基づき交付決定及び支出を行っていたため、適正に処理されたい。

シ 有田振興局建設部

- (ア) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成26年度末で約222万円となっており、前年度末に比し約111万円減少している。
今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 平成26年度公有地取得あっせん等委託業務について、平成27年4月13日付けで検査を行い平成26年度予算から委託料を支出していたため、適正に処理されたい。
- (ウ) 平成26年度道路維持作業に係る重機賃貸借契約について、届出を行っている申請者の代理人及び使用印鑑以外の者及び印鑑による見積書を有効として落札業者の決定を行い契約していたため、適正に処理されたい。
- (エ) 広川ダム警報用スピーカー線共架料の支出について、共架期間満了前に履行確認を行い一般払により支出がなされていたため、適正に処理されたい。

ス 紀中県税事務所

- (ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.4%と前年度に比し0.6ポイント増加し、平成26年度末の収入未済額も約1億4,159万円と、約3,258万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約89%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

- (イ) 消滅時効完成から3年以上も不納欠損処分調書による整理をしなかったため、消滅時効が完成した自動車税の一部が納付されているので、適正に処理されたい。
- (ウ) 誤った金額の請求書を受領し、正しい金額の請求書と併せて支出を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 複写機賃貸借契約において、消費税率改正に伴う変更契約をせず改正後の金額で支出していたので、適正に処理されたい。
- (オ) 物品調達台帳の消耗品において、納品書に受付印及び担当者の個人印が押印されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

セ 和歌山県立耐久高等学校

ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立たちばな支援学校

- (ア) 平成26年4月の通勤届に係る認定経路を誤ったため、普通旅費を過渡しし、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (イ) 旅費計算書において、計算誤りにより追給、過年度収入をしていた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (ウ) スクールバス運行等業務の委託において、仕様書に定める車両の消毒、定期清掃及びカーテン等のクリーニング（いずれも年3回）の履行を確認せずに委託費を支払っていたので、適正に処理されたい。

タ 和歌山県湯浅警察署

- (ア) 公用車の管理について、保有車両で車検証の有効期限が徒過していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (イ) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

チ 日高振興局地域振興部

- (ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正な支出審査を行われたい。
- (イ) 単価契約外の物品購入に係る支出において、遅延を生じさせていたので、適正な支出審査を行われたい。
- (ウ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。
- (エ) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正な支出審査を行われたい。

ツ 日高振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約775万円となっており、前年度末に比し約106万円増加している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約157万円となっており、前年度末に比し約4万円増加している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(エ) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 感染症の審査に関する協議会委員の報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。

テ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成26年度末で約428万円となっており、前年度末に比し約54万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 外航船舶に係る岸壁、栈橋及び物揚場使用料の額の算定を誤った事例があった。また、当該事例については、誤った金額の収入調定の決裁を受けて納入通知書を送付した後に、収入調定の取消しを行うべきところを削除処理により誤納となった金額を戻出していたので、併せて適正に処理されたい。

(ウ) 日高町からの受託事業の平成26年度分について、町の負担金は平成26年度中に収納すべきであるにもかかわらず収納されていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 委託料について、契約額と異なる金額で支出負担行為を行い、その後、支出負担行為の変更を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であったので、適正に処理されたい。

(カ) 消耗品費の納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(キ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(ク) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、午後10時を超える超過勤務命令における災害等避けることのできない事由等の記載が漏れていたため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成26年度末現在で未処理となっているものが32箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。